



発見者の役割

- 職員室への報告依頼
- 状況把握
- 記録
- 必要に応じて応急処置
- 必要に応じて応援依頼

近く教職員の役割

- 職員室への状況報告
- 必要に応じて発見者応援
- 複数の教員がいる場合
1名：職員室へ報告
残りの教職員：応援

○事象の種類によって、「安全担当」「生活指導」「養護教諭」を中心として情報を集約し、対応を検討する。

- ・児童の安全に関わるもの：安全担当
- ・児童の行動に関わるもの：生活指導
- ・児童の健康に関わるもの：養護教諭

※原則、「生活指導」との連携は「学年生指」が担う。

○外部機関への連絡等については、それぞれ必要に応じて行う。

- ・外部からの被害の可能性：警察
- ・身体的被害がある場合：医療機関・救急
- ・精神的被害の可能性：SC

○事象への対応は、基本的に学年団で行うが、状況に応じて「教職員全体」での対応を行う。

○保護者への連絡については、必要に応じて「担任」「養護教諭」「教頭」より行う。

○保護者及び関係各所への連絡等については、状況の全体像を掴んでからの連絡となるため、速やかに状況確認を行い、「教頭」まで報告する。